

県が締結する契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則等（素案）

第 1 県が締結する契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

県が締結する契約に関する条例施行規則について、県が締結する契約に関する条例第 2 条第 2 号及び第 8 条第 1 項による規則委任事項を規定するための改正を行うものである。

2 条例施行規則案の内容

- (1) 県が締結する契約に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する特定県契約の定義である規則で定める種類及び金額の要件を定めること。（第 2 条関係）
- (2) 条例第 8 条第 1 項の規定により、知事は、特定受注者に対し、条例第 7 条各号に掲げる事項の遵守の状況について、別に定める様式により、下記の期日までに報告を求めるものとする。こと。（第 8 条関係）

特定県契約		報告の方法	報告の期日
契約の種類	金額		
(1) 工事の請負に係る契約	予定価格 5 億円以上	(1) 報告対象とする労働者の範囲 ア 工事の請負に係る契約 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 5 項に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者 イ 県が業務を委託する契約及び県の公の施設の管理に係る協定 契約の種類(2)に掲げる業務に従事する労働者 (2) 報告の要件等 特定県契約のうち、知事が指定するもの	特定県契約の締結の日以降で、知事が別に定める日
(2) 県が業務を委託する契約のうち、清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、駐車場管理業務、受付・案内業務又は設備（消防設備、電気・通信設備、冷暖房・空気調和設備及びし尿浄化槽に限る。）の運転・保守管理業務のいずれかを含むもの	予定価格 3 千万円以上 （県契約の期間が、6 か月を超えるものに限る。）		
(3) 県の公の施設の管理に係る協定であって、(2)に掲げる業務のいずれかを含むもの	募集に係る委託料の上限額 3 千万円以上		

(3) その他

- ア 特定県契約の契約書には、特定受注者が作業現場、事務所等に特定県契約であることを掲示する旨の事項を記載することとする。
- イ 改善報告その他必要な様式について、別に定めること。

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行すること。（附則関係）
- (2) 改正後の規則は、この規則の施行の日以後に締結される県契約について適用すること。

第 2 県が締結する契約に関する条例の一部の施行期日を定める規則について

県が締結する契約に関する条例（平成 27 年岩手県条例第 35 号）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とすること。

賃金支払状況等報告書

特定県契約の名称	
契約の相手方（発注者）	
契約期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

報告者	事業者名・部署・氏名	
	電話番号	
賃金支払日		平成 年 月 日

労働保険番号	
--------	--

番号	従業員氏名	賃金形態		対象とする支払賃金の状況						社会保険		
		月給・日給・時給単価(円) 所定給与額		賃金総額 ①	うち 対象外の 諸手当②	対象額 ③=①-②	労働 日数 ④	所定内 労働 時間⑤	1時間 当たりの 賃金	健康保険	年金保険	雇用保険
記載例	岩手 太郎	月給・日給・時給	355,000	390,000	85,000	305,000	250	8	1,830	協会けんぽ 下4桁:1234	厚生年金 —	— 下4桁:1234
		月給・日給・時給										
		月給・日給・時給										
		月給・日給・時給										
		月給・日給・時給										
		月給・日給・時給										

※ 下請負者等がある場合は、下請負者等が作成した報告及び施工体制台帳の写し（工事請負契約に限る。）を添付すること。

特定県契約の要件等（素案）について

	工事請負契約	業務委託契約	指定管理協定	素案の考え方												
報告を 求める通知 (誰が、いつ)	(誰) 知事(雇用対策・労働室) (いつ) 当該年度の特定県契約のうち、報告義務を課す契約が決定した段階	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業担当課の負担を軽減するとともに、通知漏れ等がないよう雇用対策・労働室から通知するもの。 ○ 労働者からの申出等により、報告が必要と判断される契約については、追加で報告対象とすることができるものとする。 												
報告対象者 (誰に)	予定価格 5 億円以上の契約のうち、知事が指定する契約の受注者	予定価格 3 千万円以上の業務委託契約であって、清掃業務、警備業務、駐車場管理業務、受付・案内業務及び設備の運転・保守管理業務のいずれかを含むもののうち、知事が指定する契約の受注者	左記業務を含む予定価格 3 千万円以上の指定管理協定のうち、知事が指定する契約の受注者	<p>《金額について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事：下請工事が発生する工事であること。 本庁発注の工事（議会議決案件） 【参考】 5 億円以上の契約件数（H26）：工事 66 件 ○ 業務委託及び指定管理協定：奈良県と同じ金額 【参考】 3 千万円以上の契約件数(H26)：委託 45 件、管理 25 件 <p>《選定について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約金額、種別、地域、所管部局等を踏まえて選定 (契約審議会委員による選定を想定) 												
報告事項 (何を)	<ul style="list-style-type: none"> ① 全労働者の賃金単価(時間給) ② 全労働者の社会保険加入状況 ③ 当該契約における施工体制台帳 <p>※ ③は工事のみ報告</p>	同左	同左	<p>①及び② 条例による報告の目的（法令遵守状況の確認）と県及び受注者等の負担を考慮すると、全労働者一覧方式（奈良県）が妥当と考える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全労働者中の最低賃金回答方式(草加市)</th> <th>全労働者一覧方式(奈良県)</th> <th>全証拠書類添付方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メリット</td> <td>報告者及び確認者の負担が小さい。</td> <td>全労働者の最低賃金、社会保険加入状況を把握できる。</td> <td>法令遵守状況を正確に確認できる。</td> </tr> <tr> <td>デメリット</td> <td>全労働者の最低賃金、社会保険加入状況の把握はできない。</td> <td>報告者及び確認者の負担がやや大きい。</td> <td>報告者及び確認者の負担がかなり大きい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>③特定県契約工事における下請負者を把握するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下請負者による現場作業開始時期を考慮し、設定したもの。 		全労働者中の最低賃金回答方式(草加市)	全労働者一覧方式(奈良県)	全証拠書類添付方式	メリット	報告者及び確認者の負担が小さい。	全労働者の最低賃金、社会保険加入状況を把握できる。	法令遵守状況を正確に確認できる。	デメリット	全労働者の最低賃金、社会保険加入状況の把握はできない。	報告者及び確認者の負担がやや大きい。	報告者及び確認者の負担がかなり大きい。
	全労働者中の最低賃金回答方式(草加市)	全労働者一覧方式(奈良県)	全証拠書類添付方式													
メリット	報告者及び確認者の負担が小さい。	全労働者の最低賃金、社会保険加入状況を把握できる。	法令遵守状況を正確に確認できる。													
デメリット	全労働者の最低賃金、社会保険加入状況の把握はできない。	報告者及び確認者の負担がやや大きい。	報告者及び確認者の負担がかなり大きい。													
報告期日 (いつまでに)	知事が別に定める。 ※契約締結日から 6 月を経過した日を含む月分を翌月までに等を想定	同左	同左													
報告先 (どこに)	雇用対策・労働室 ※正・副本 2 通提出してもらい、副本を雇労室から契約担当課へ提供	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約担当課の負担を軽減するとともに、報告漏れ等がないよう雇用対策・労働室を報告先とする。 ○ 契約担当課には、副本を提供することで、情報共有を図るもの。 												